（通則法第三十八条第四項に規定する主務省令で定める書類）

第十一条の二　機構に係る通則法第三十八条第四項に規定する主務省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書とする。

（会計監査報告の作成）

第十一条の三　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［条を加える。］

（会計監査報告の作成）

第十一条の二　［同上］

（文部科学省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　文部科学省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年文部科学省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「五の項」を「二の項、六の項及び七の項の」に改める。

第三条第一項中「第二号」を「第三号及び第四号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

（財務諸表の作成に係る経過措置）

第二条　この省令による改正後の国立研究開発法人防災科学技術研究所に関する省令第十条及び国立研究開発法人海洋研究開発機構に関する省令第十条の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。

○文部科学省令第十九号

美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）第三条第四項の規定に基づき、美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

文部科学大臣　萩生田光一

美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登録の申請） **第一条**　美術品の所有者で、美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号。以下「法」という。）第三条第一項の登録を受けようとするもの（以下この条及び第四条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を文化庁長官に提出しなければならない。 一～十一　［略］ 十二　美術品が公開されたことがある場合はその概要 十三　［略］ ２～５　［略］	（登録の申請） **第一条**　美術品の所有者で、美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号。以下「法」という。）第三条第一項の登録を受けようとするもの（以下この条及び第四条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を文化庁長官に提出しなければならない。 一～十一　［同上］ ［号を加える。］ 十二　［同上］ ２～５　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。